



Photo by Ketut Subiyanto / Pexels

スペシャリストに 聞く

今月のテーマ:

日米の税金制度

① 永久帰国を考える

文化、習慣、法律も違う海外で暮らす上で頼りになるのはスペシャリスト。日常生活を送る上で必要となる、また気になるテーマについて、さまざまなジャンルのスペシャリストたちに話を聞く。



高鳥拓也 会計士

2001年、京都大学経済学部経営学科卒業。IPTレーディングジャパン、アルプス電気などを経て、2014年に高鳥公認会計士事務所を開設。日本と海外での税務の仕組みを解説する「海外送金.com」も運営。メールやビデオ通話で相談受付可能。

今は米国での暮らしを満喫しているが、医療制度の違いや経済的理由から、老後は日本に戻ろうかと考えている人も少なくない。計画的に帰国するためには、事前勉強は必須。税務のプロに話を聞いた。

Q 日本へ永久帰国をする際、税金で注意すべき点はなんですか？

A 米国で長く暮らした後、永久帰国をすることになった場合、永住権(グリーンカード)を放棄するという人も多いかと思いますが、この際、米国に預金や株式、不動産などの資産がある人は、出国税(Estimate Tax)に注意です。

出国税とは、永住権放棄と共に、米国にある保有財産を売却したものとみなし、その売却益に課税するものです。過去15年間で8年以上、永住権を保有していた人が、次のいずれかに該当する場合に課税されます。

① 放棄日時点の全世界で

の純資産額が、200万ドル以上ある

② 放棄前5年間の連邦所得税の平均所得税額が、16万8000ドルを超えている

③ 放棄前5年間で、連邦所得税の申告納税義務を果たしていることについて、宣誓できない(例Ⅱ日本の金融口座を開示していなかった場合など)

Q 前述の3項目のいずれもクリアしていながら、何も申告しなくていいのでしょうか？

A いえ、これら3項目に「該当しない」とを、IRSに報告する義務があります。この際、証拠資料の提出も求められますので、金融機関から保有財産の証明書(Financial Statement)を取得するなどして、準備しましょう。

Q 帰国後、日本での確定申告はどうすればいいのでしょうか？

A 日本の確定申告は例年、3月15日が申告締め切りなので、だいたい1月から準備を始める

人が多いですね。

日本に永久帰国した人は、帰国日から12月31日までの期間に発生した収入を計算して、翌年の3月に確定申告を行います。この申告では、米国の金融資産からの配当・利子を含めた、全世界の所得について申告する必要があります。

年末時点での国外財産が5000万円を超える場合、「国外財産調書」の提出が求められます。ただし、米国金融機関からの配当・利子が20万円以下の場合は、確定申告の必要がないケースもありますので、専門家に確認してください。

Q 永久帰国後、日本の住民税はいつから発生しますか？

A 帰国年の翌年から発生します。1月1

日に日本に住所がない(住民票がない)場合、その年の納税義務はありませんので、帰国年の住民税は発生しません。

Q 米国口座の資金を、日本口座に送金する際の注意点はありますか？

A 自己資金を米国口座から日本口座に送金することは、資金移動に過ぎませんので、基本的に日米共に税金は発生しません。

ただ、ジョイントアカウントからの送金は、資金拠出割合に応じて送金しないと贈与と認定される可能性がありますので、事前に専門家に確認ください。

100万円以上の海外送金は、毎月、その内容が、着金銀行から税務署に報告されています。税務署はこの報告に基づいて、「国外送金などのお尋ね」を日本の住所宛に送付します。この「お尋ね」では、送金資金の原資や使途、贈与や海外所得の有無などを回答する必要がありますので、ご注意ください。

〈おこしやり〉
※当社は、掲載記事の内容に関して、一切責任を置いかねます。詳細は各専門家にご相談ください。

INFORMATION

高鳥公認会計士事務所
東京都港区赤坂8-5-40
ペガサス青山618号室
TEL: 81-3-6369-8180 (日本)
takatoritax.com

「スペシャリスト」への テーマを募集中

海外で生活する上で困ったこと、知りたいこと、また現在直面している問題など、スペシャリストに聞きたいことがある人は、表題を「スペシャリスト」として、下記のメールアドレスまで質問をお送りください。ビザ、保険、年金、起業の話、またはどんな人に相談していいかわからないといった場合も、ぜひ教えてください。「スペシャリストに聞く」係 reader@nyjapion.com

